

令和 8 年度

障害者雇用対策・障害福祉 関係予算等に関する要望

令和8年度 厚生労働省への予算要望事項

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
会長 有吉 万里矢

肢体不自由特別支援学校に通う子供たちや保護者の多くは、乳幼児期から成人期まで、生涯にわたる切れ目のない支援を望んでいます。重度重複障害及び医療的ケアのある児童生徒がどこに住んでいても、成人期を迎えても、最適な支援を受けられることが願いです。

併せて、社会の一員として役に立ちたいと願っている肢体不自由者やその保護者が、希望をもって働き続けることができるように、以下のことを要望いたします。

1 切れ目のない支援体制の構築

特別支援学校での学びの蓄積を、卒業後の進路先で生かす仕組みが確立されていません。学校と、就労支援機関や進路に関わる医療や福祉の関係機関との情報共有を円滑に進める連携支援コーディネーター等の配置をしてください。

2 卒業後の生活の充実

- (1) 肢体不自由特別支援学校卒業生の多くが生活介護事業所を進路先としています。ICT機器の使用の継続や、身体機能の維持に有効な姿勢の保持や運動の継続など、学校で学んだことを生かすことができる事業所運営のための支援機器等を準備する費用の補助をお願いします。また特に医療的ケアがある場合、受け入れ先不足が深刻です。障害があっても地域で生き生きと暮らせるよう、内容の充実した事業所運営のためのさらなる支援をお願いします。
- (2) 本人の活動意欲を満たすことや家族が離職するしかない状況にならないためにも、卒業後、通所活動終了時間から夕方の時間を過ごすことができる居場所づくりを早急に進めてください。
- (3) 外出が困難な重度重複障害者が卒業後も社会と接し、さらには学びを継続できるように、訪問介護や訪問学習を行う事業所に対する支援をお願いします。
- (4) 働く力のある肢体不自由者が自立をするためにも、普段家庭内で利用している訪問看護師や介助者をそのまま継続して就労時にも利用したり、通勤時における移動支援の制度を利用したりできるようにお願いします。さらに、オンラインによる雇用の促進をお願いします。
- (5) 肢体不自由特別支援学校卒業生が就労する場合、就業時間への配慮だけでなく本人の機能を十分に生かすための支援に対する周囲の理解が欠かせません。正しい理解により仕事の質が向上し、雇用される側の満足度にもつながります。国から企業経営者等に対し、障害種別における特性についての積極的な理解促進を図るようお願いします。
- (6) 企業経営者等が積極的に障害者を雇用できるよう、農園やサテライトオフィスなどを仕事場とした障害者雇用ビジネスを推奨してください。

3 生涯学習の充実

特別支援学校卒業後も学校で学んだことを生かしたい、さらなる学びにより成長したい、と願う肢体不自由者は多くいます。自宅や生活介護事業所等で、卒業後も豊かな学びが続けられるよ

う支援をお願いします。「特別支援学校卒業後における生活介護利用モデルの作成事業」が有効な事業となるよう注力してください。

4 障害福祉に関わる職員不足の解消のための取り組み

- (1) 社会全体で人手不足が問題となっています。人口が減少する中、働き手の数は限られます。障害福祉職に就くことの意義、必要性を訴え、一人でも多くの人々が障害児者に興味を持ち、共感するよう、積極的な理解啓発をお願いします。
- (2) 障害福祉サービス事業では依然として他産業との賃金格差が生じています。規模の大小に関わらず、全ての事業所が積極的に事業を継続し、且つ職員に対する還元ができるように、報酬額の見直しをお願いします。
- (3) 障害福祉サービス事業所・施設における外国人の受け入れを進めてください。そのための、具体的な方策を示してください。
- (4) さまざまな制度が認められていても、相談事業などに対応する人材が不足しているために、制度を活用できない状況が多くみられます。早急に改善を進めてください。

5 避難生活を支えるためのシステムの構築

- (1) 障害児者が震災等により避難生活を余儀なくされた場合、避難所で生活することは極めて困難です。障害児者に必要な物品や設備等を調査し、国として保有に努め、有事に備えてください。特にトイレは健常者にとっても多くの問題が生じます。ユニバーサルシートを装備し、車いすでも出入り可能な移動式トイレなどを保有し、必要とする場所へ貸し出すシステムを構築してください。
- (2) 災害時個別避難計画の作成は、自治体の努力義務になっていますが、社会全体の流れとして作成する動きが強まるように推奨してください。

6 きょうだい児支援と保護者支援の充実

- (1) 障害児の通学や学校での医療的ケアのために一定期間でも保護者の付き添いが必要な場合、未就学のきょうだい児のいる家庭では、簡単に通学することができません。子供の通学をあきらめてしまう保護者もいます。例えば、居宅介護を利用している本人のきょうだい児（未就学児に限り）支援を可能とする、というような取り組みをお願いします。
- (2) 子供の介護のため就業を継続できなかった保護者の能力を生かすため、正社員登用を目指しての社会への復帰、再就職のサポートをしてください。具体的には、介護の必要な正社員の就業時間や就業形態の多様性の容認、企業側への理解促進や雇用促進となる国のガイドラインの制定をお願いします。

7 成人医療へのスムーズな移行の実現

難病児や重症心身障害児が成人期を迎える時に、特に新生児疾患など乳幼児期からのかかりつけ医がいる場合等、高度な専門的知識に加えて多岐にわたる診療科の連携が必要となり、医療の移行自体ができないケースが存在しています。また、移行先が決まった場合でも、最終診断や手術・入院を要する治療は拒まれ、予め転院を約束させられるケースがあります。重症心身障害児者が地域で安心して暮らせるよう、単純に年齢だけで区切らない個別の対応をお願いします。

8 福祉サービス申請の簡素化

福祉サービス受給の申請をはじめとした行政への手続き書類が多く、簡素化が望まれています。本人や家族の個人情報や健康状態に変わりがなければ継続確認のみとするなど、行政の方にとっても手間の少ない手続きにより、安全なシステムづくりをお願いします。

9 日本版DBSの導入(Disclosure and Barring Service:犯罪証明管理および発行システム)

言葉を発することも抵抗することもできない障害児者は、性犯罪の対象になりやすい存在です。被害が発覚しないケースが多いことも推測できます。日本版DBSを早急に導入し、全ての福祉事業所・施設等で運用するよう定めてください。